

事務事業評価票〔市単独補助金〕 平成 29 年度

		担当課	こども課				
基本事項	補助金(事業)名	発達促進保育事業費補助金			整理番号	1002	
	根拠法令等	島原市発達促進保育事業実施要綱、島原市地域子ども・子育て支援事業費補助金交付要綱			実施を義務付ける規定	<input type="radio"/> あり <input checked="" type="radio"/> なし	
	関連する市勢振興計画の基本計画	章	第8章 健康で生きがいある生活を支える	予科目	3 款 2 項 1 目	<input checked="" type="radio"/> 継続 <input type="radio"/> 新規	
		節	第4節 子育て支援の充実	区分	団体の運営費に対するもの		
事業の概要等	補助金交付の対象(団体名等)	市内各保育所(20か園)及び認定こども園(5か園)			実施期間	<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成 20年度から <input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成 年度まで	
	事業の背景及び概要(現状、課題)、または交付団体の活動目的、活動内容など	<p>急速に少子化が進み、子どもが健全に育つ社会環境・自然環境・家庭環境が大きく変化していく中で、安心して子どもを生み、育てることができる社会となるために、また、女性の就労と家庭生活を両立させるために、児童の教育・保育を行う保育所等の果たす役割は重要である。</p> <p>このうち、保育が必要である軽・中程度の心身に障がい又は発達遅滞を有する満3歳以上の児童を保育所等に入所させ、集団保育を実施することで、心身の健全な発達を促し、また障がい児等を持つ家庭への子育て支援を実施する当該事業は必要不可欠な事業と位置付けており、市では予算の範囲内において保育所等に運営費補助を行うもの。</p> <p>※平成19年度までは県補助事業として実施していたが、平成20年度から交付税化され、一般財源による事業となった。</p>					
	目指す成果 (交付対象団体等をどのような状態にしたいのか)	<p>保育所等において、専門的な知識・経験を有する保育士等を配置し、軽・中程度の心身障がい又は発達遅滞を有する児童の受入の促進を図ることにより、その障害等の特性に応じた集団生活を通じ、児童の心身の健全な発達を支援するとともに、障がい児等を持つ家庭への子育て支援を実施し、福祉の増進を図るもの。</p> <p>(対象児童) H25-14人 H26-19人 H27-14人 H28-10人</p>					
	補助金交付内容等 (積算基礎等)	<p>保育を必要とする軽・中程度の心身障がい又は発達遅滞を有する満3歳以上の児童を受け入れるに当たり、発達促進保育に必要な専門的知識・経験を有する保育士の加配を行う私立保育所に対し、補助を行う。(対象児童6人につき概ね1名以上加配)</p> <p><補助額> 平成20年度~26年度 対象児童一人当たり 月額35,000円 平成27年度~ " 月額31,500円</p> <p>※平成28年度予算に係る事業から 31,500円×各月初日現在の対象児童数から1名を減じた数×入所月数 (ただし障害児保育事業と重複して同じ年度に申請を行う場合は、31,500円×各月初日現在の対象児童数×入所月数)</p>					
事業費等の推移	年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
	区分	実績	実績	実績	実績	予算額	
	補助金交付額(千円)	5,775	7,910	5,292	3,780	5,292	
	① 団体等事業費(千円)	5,775	7,910	5,292	3,780	5,292	
	② 歳入内訳(千円)	会費等					
		前年度繰越金					
		市補助金	5,775	7,910	5,292	3,780	5,292
		その他の助成金					
その他雑収入							
次年度繰越金(②-①)	0	0	0	0	-		
28年度の当該団体等の事業費の主な内訳(市補助金が充当されていると思われるものから順に記載) (単位:千円)							
項目		金額	項目		金額		
人件費		3,780					
補助金の使途についての特記事項等							

